

枚方市条例第 12 号

市長等の給与に関する特別措置条例

(目的)

第1条 この条例は、市長及び副市長に対して支給する令和4年4月分の給与に関し、特別の措置を定めることを目的とする。

(市長の給与の特例)

第2条 市長に対して支給する令和4年4月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）及び市長等の給与に関する特別措置条例（令和元年枚方市条例第21号）の規定にかかわらず、同条例第2条の規定に基づき算定した市長の給料月額から市長等の給与に関する条例第2条の表に定める市長の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額を同月分の給料月額として、同条例の規定に基づき算定した額とする。

(副市長の給与の特例)

第3条 この条例の施行の際現に観光にぎわい部を担当する副市長に対して支給する令和4年4月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の規定にかかわらず、同条例第2条の規定に基づき算定した副市長の給料月額から市長等の給与に関する条例第2条の表に定める副市長の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額を同月分の給料月額として、同条例の規定に基づき算定した額とする。

2 前項の規定は、市長等の退職手当に関する条例（平成7年枚方市条例第7号）第2条の規定に基づき副市長に支給する退職手当の額の算定については、適用しない。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この条例は、公布の日から施行する。